

## 高額療養費 第2弾



いつもお世話になっております。

先週日曜日、マツムラの紹介で「速読」のセミナーに参加してまいりました。

参加型セミナーのため、2時間飽きずに楽しみながら「速言亮」というものを  
知ることができ、良い体験になりました。

新しい体験は やっぱりワクワクしますね♪

さて、今回は高額療養費第2弾〈世帯合算〉についてです。

〈世帯合算〉とは…

- ① お一人の一回分の窓口負担が自己負担限度額を超えない場合でも
- ② 複数の受診や同一世帯での21000円以上(\*1)の  
自己負担(同一个月内)が複数あるときには
- ③ これらを合算して、自己負担限度額を超えた分が支給される仕組み  
のことです。

70歳未満の方の  
場合(\*1)

☆ 同一世帯： 同一保険に入っている方(被保険者とその被扶養者)に  
限られます。

おひとりだと、自己負担限度額を超えるケースは少ないかもしれませんが、  
扶養されている方がいらっしゃる場合は該当する方も出てくるのでは… と思います。  
是非一度ご確認くださいませ。

次回 は 〈複数該当〉について取り上げます。

